(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好市山城町引地字中川原一二一の一・一四七・一四九の一（以上三筆国有林）、一二一の二、一五〇の一、山城町相川字穴山一四五九の一、一四五九の三、山城町柴川字こやノ谷七八〇の三、七九三の一、山城町大野字シモモリ七九七の一、山城町信正字モリゾエ四六二、四六三、池田町川崎羽広一四四の一、池田町松尾大申五一の九、五三の一、五三の四、五七の一から五七の四まで、黒川二五の一、二五の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県三好市山城町引地字中川原一二一の一・一四七・一四九の一（以上三筆国有林）、一二一の二、一五〇の一、山城町相川字穴山一四五九の一、一四五九の三、山城町柴川字こやノ谷七八〇の三、七九三の一、山城町大野字シモモリ七九七の一、山城町信正字モリゾエ四六二、四六三、池田町川崎羽広一四四の一、池田町松尾大申五一の九、五三の一、五三の四、五七の一から五七の四まで、黒川二五の一、二五の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　裕

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字御器割九の一、字五六　一の一、一の二九、字怒三堤一の三二、一の三三、東栄町大字振草字上粟代上ノ山一六、字上粟代釜沢一、二の九、三から一〇まで、四の一、四の二、字上粟代小稲目一〇・一一・一八・二〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、一三、一五、一七、一九、字上粟代大稲目五の一・六から八まで・一九の一・二〇・四八の一・四九の一・五〇・五二から五四まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一、三の三、四の一、九から一五まで、一七、一八の一、一九の二、二一から二六まで、三三、三四、四二、四三の一、四三の二、四四の一、四五、四五の一、四六の一、四六の四、四七の一、五一、五五、五六、五七の一、五八の一、五九の一、字小林柏原六〇、六三、六四の二、六四の三、字古戸川越二、四の一、一三、字古戸釜沢三四の一、三七、三八、四三、字古戸松畑五、七、字古戸三ツ又八、一〇の一、一〇の三、豊根村坂字場字広野二の一三六から二の一三八まで、字上中村六二の二〇

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字御器割九の一（次の図に示す部分に限る。）、字五六　一の二九（次の図に示す部分に限る。）、字怒三堤一の三二・一の三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字川宇連山三の一二から三の一四まで、三の六九、三の八六、字根道二、三、七、八、一一、一二、字高根九の一、一三、一四の七、一四の八、一五、田口字添沢一五の四八から一五の五〇まで、一五の六四から一五の六六まで、田内字宮下一六、一七、字宮下東二、字沢尻七、字西貝津一〇の二、一一、一二、清崎字入一四の三、津具字本沢七の二九、七の三三、字尤二の一六から二の一九まで、字見出二四の四、二四の四五、字下森古屋三五から三七まで、字東段戸二八の三、二八の六、二八の八、豊根村富山字鹿塩一一、一二、古真立字ノダ向一・七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、九、字水道一、二、四の五、四の七、四の一〇から四の一三まで、字海道洞一九、一九の一、二〇、二〇の一、二〇の三、字洞一、四、五、字タロワキ一の一から一の四まで、六、七、上黒川字伊香二二・二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字シット八二〇、二一、下黒川字中西一六、三九、字下々四八の八（次の図に示す部分に限る。）、四八の一四、字沢上二〇の七、二〇の一六、三沢字乳母ケ嶋一九、字カニヤクチ九の九・一〇の四・一〇の五（以上三筆国有林）、九の二、一〇の一、東栄町大字月字菟後一四・一六から一九まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九から一二まで、一三の二、一五、字赤羽根四の四（次の図に示す部分に限る。）、四の一、字柴荒九・一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八、大字三輪字横見四・四の三・六・六の一・七・七の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四の二、四の五、八、二六、二八の一、二九、字長野五四の三、五五の二、大字足込字嘉良沢七から九まで、一五、一五の一、一七から二〇まで、字東坪沢三一の二、三二の四、五五の三、五五の四、五六、五七、五九の五、字大原七九から八一まで、八四、字中林一七の三、一八、一九の五から一九の八まで、字毛合三八の三、三八の四、大字中設楽字棚沢一の一、二の一、三、五、二八の一、二九の二、二九の三、三〇の一から三〇の三まで、三一の一、三一の一の一、三一の二、大字振草字古戸魚留メ五の七・五の八（以上二筆国有林）、五の一、六、七、字下粟代奥山二から四まで、五の一、五の二、六、字古戸夏谷沢一六の一、一六の二、字古戸大嵐四、字古戸峯地四から六まで、一〇から一三まで、一五、二〇、二四、三〇の一、三一、三八、四〇から四二まで、字小林若杉一八の一・一九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字東薗目字栃ケウツニの一、四の二、字金山沢一〇の四、一一、字空田七の一、七の九から七の一一まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）